

ご存知ですか?「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

【対象となる学生】

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校や各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方。夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

【学生納付特例の承認期間】

4月から翌年3月まで※次の年度も在学予定である場合、4月に再申請の用紙が郵送されてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入しご返送ください。

また、学生でない20歳から50歳未満の方は、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障がいが残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。



消防署 住宅用火災警報器の維持管理

近年、住宅火災では毎年およそ1,000人の、尊い命が失われています。亡くなった人の多くが逃げ遅れによるものです。住宅用火災警報器を設置することにより、早期に火災を発見し、逃げ遅れによる死者をおよそ40%も減らすことができます。

皆さんは、ご自宅の住宅用火災警報器をいつ頃設置したか覚えていますか。また、住宅用火災警報器を取り替える目安をご存知でしょうか。

住宅用火災警報器は、一般的に電池で作動し、正常に作動する寿命はおよそ10年と言われています。いざ火災が発生した時、正常に作動するように定期的な作動確認が重要となります。点検方法はとても簡単です。機種によって異なる場合がありますが、点検ボタンを押す、または点検ひもを引っ張ります。正常に作動していれば、ブザーや音声で正常であることを知らせてくれます。反応がなければ、電池切れか故障の可能性がります。また、10年を経過している住宅用火災警報器では電池切れではなく、電子部品の劣化も考えられます。

火災によって発生する煙や熱を感知し、危険を知らせてくれる機器ではありますが、劣化が進み、感知しなくなる場合もあります。このような場合は新しい住宅用火災警報器への取り替えを推奨しています。

住宅用火災警報器を正しく維持管理し、火災の発生をいち早く知り、自分の命、大切な家族の命を守りましょう。

